

研究の棗

歐米人の書ける日本史の棗 (第三回)

文學士 牧 健 一一

第一、通史の部(續)

6 マードツク著「日本歴史」

James Murdoch, M. A. "A History of Japan." Vol. I. From the Origins to the Arrival of the Portuguese in 1542 A. D. (Published by the Asiatic Society of Japan, Tokyo, 1910.)

よりポルトガル人來朝の年に至り、第二卷は其年より慶安四年に及び、第三卷及び第四卷は之を承けんとするもので、始めの二卷が刊行せられた。

茲には第一卷に就て少しく詳細に述べ、第二卷は時代史の際に説明する。第一卷は大本で紙數六三六頁に亘り屢々西洋史支那史に比較を求めて氏の有せる一箇の日本史論を述べて居る。

曾て第七高等學校に語學講師たりしマードツク氏は、山縣五十雄氏を助手として日本歴史を四卷より成る豫定で作られ、第一卷は右に掲ぐる國初

先づ緒論に於て現代日本の勃興は之を日本近世の文化史に顧みるときは理由なきに非ざるを論じて(1-20)曰く、十七世紀に於る日本は文化生活

の凡ての要素に於て歐洲に對抗し得るに足るものであつたが、徳川の鎖國時代(1637—1853)に於る歐洲文明の發達は實に著しくペリー遠征の際其部下の者等には日本人は不思議な繪のやうな、又甚だ禮儀の正しい野蠻人の如くに思はれた。缺點は兎角目に付き易いものであるから、ペリーや其士官等にすら舊日本の文明の缺點はよく眼に着いたのであるが、日本人の眞の力は深く奥に潜むてゐたのである。

一八五四年(安政元年)に於る日本は、人口多く且それは同一民族に屬してゐた。又社會組織は堅實安固であり、國民の智力は活躍してゐた。當時日本人が受けてゐた遺産の最も大なるものは、智力の方面に存して居る。徳川時代の宋學は、歐洲中世の煩瑣哲學に比較し得るものであるが、煩瑣哲學の生命は一三四七年(正平二年)英國のウイリアム・オブ・オツカムが死んだ年を以て亡びたが、一

八五四年に於ける日本は、智的には恰も此のウイリアムの時の歐洲に當つてをる。歐洲では一六〇七年(元和三年)に西班牙のヌアレズが死ぬまで、煩瑣哲學は妖怪の如く徊うて居たが、日本では丁度其頃に宋學が勢力を得始めた。藤原惺窩(一五〇〇—一六一〇)は歐洲のギルバード(一〇〇三年死)に當る。其後二世紀半の間宋學が榮えた。其の學風は、かの煩瑣學者が聖書や教父やアリストートルに對するやうに、支那學說に追隨したのに止まる。併し乍ら煩瑣哲學が人の智能殊に理性の教養を爲したことが、近世科學の發達に貢献したやうに、日本に於ける宋學も亦、日本人の心意を敏感にし理智を鋭利活潑ならしめた。宋學に對して陽明學があり、其外に神道や蘭學もあつた。此等の學問に依つて、日本人が徳川時代に智的に教養されて居たことは、やがて次の時代に日本が驚くべき發達を成すに至つた原因である。

以上は有利な方面であるが、一八五四年に於ける國民臺帳の借方を見るに第一に日本は貧弱であつた。農業國であつて製造業は手工業であつて振はなかつた。然るに歐洲近世に於る工業の發達は極めて顯著で富は大に増大してゐた。日本人は西洋文明を學ぶに驚くべき能力あるを示したが、貧乏である爲め大に苦しんだ。第二の不利益は政治組織に存してゐた。日本の封建制度は一八五四年には不必要で之を廢棄するの必要ある迄に存續しすぎて居たのである。

著者は凡そ右の如く述べたる後、現時の日本文化は相當聰明なる西洋人ですらよく言ふ如く、表面的な一夜漬けの摸倣 (superficial and facile imitation) では無く、今日なほ古來よりの家族制度を維持し、又明治時代に採用した行政組織は十一世紀か十二世紀前に日本で既に行はれて居たものであつて、それが明治の時勢に復活したのに

外ならぬと説いて居る。(201-221)

夫れより日本歴史の時代區分に論及した (201-202) 足利時代は從來粗略に扱はれて居るけれども歴史研究上無價値な時代ではない。土地附きの農奴制度 (Peasant serfdom) が全く打破されたのは、一三三八と一五五〇年の間である。繪畫藝術の大なる發達があつたのも此時代で、歐洲に於けると時代を同うし又相似て居る。海外貿易の發達したるも此時代である。更に西洋と相似たる重要なことは、中世のイタリーの共和都市に似たやうな唯一つの例が、此時代の終に堺市に於て見らるゝのである (202)。次に時代區分上注意すべきは、一五四二年西洋人が初めて日本に來りてより、一六一六年徳川氏が大阪陣に勝利を博するまでの時代は七十五年間の短時期ではあるが極めて活潑な重要な發達が行はれ、且又日本人の記録が信用するに足る同時代の西洋人の記録によつて證明された

り、排斥されたり、補充されたりすることの有り得る殆んど唯一の時期であるから、之を一時代として認めてよいと説いた(27)。

日本史研究の資料としては、氏は外國の資料の價值が大なることを述べ、日本の資料は信用出來兼ねると思つて居るやうに見ゆる。例へば田沼意次が開國意見を有して居たことが、其暗殺された理由なることはチチング(Titingsh)に見ゆるが、これは開國史の研究上極めて重要なることなるに拘らず、日本の資料には見當らぬ。若し智力あり且信するに足る西洋人が、當時丁度日本に在りて之を報道することが無かつたなら、斯かる進歩した實際上の政治意見が、既に早くも一七八四年に存して居たと言ふ様な重要な事でも、全く傳へられないで終つたであらうと言つて居る(29)。

本論は二十章に分たれて居つて、大化改新以前を次の四章となした。

一、前史の日本(Protohistoric Japan)

二、傳説の日本(Legendary Japan)

三、ヤマト時代(Old Yamato) (400 A.D.—550 A.D.)

四、ヤマト時代(Old Yamato) (550 A.D.—645 A.D.)

前史の日本は支那及び朝鮮古代の日本記事や考古學で、日本の國初の状態を知らんとしたものであるが、大部分日本民族の成立について述べたものである。初め南朝鮮に馬韓辰韓弁韓の三國が在つたが、此の韓族は種々の點より考察して、琉球薩摩、及び他の南九州の住民と同一の種族に屬するものである。共にマレー族か又はインドネシア族に屬するものである。そして韓族が朝鮮語の基礎成分を供給せる如く、琉球及九州の人民も近世の日本語の要素を提供した。更に彼等は日本の皇室及貴族及支配階級の多くの部分を成すもので

ある(35)。初め日本の土地には黒龍江の方面より南下したアイヌ人が居たが、之が先づ出雲に國をなした朝鮮の移住民に依つて侵された。此移住民は支那人であつて一時南朝鮮に止まつたものである。然るに他方南九州へは出雲の建國よりも遙に早く、初め熊襲族と云はれ後に隼人と呼ばれた侵入者が南方から來た。そして其一派は朝鮮の南西部へ來た。フルバート氏(Hulbert)の説ではこの朝鮮南西部の人民は北方より來らず南方より來ると言ふ。彼の支那から朝鮮に來れる人民は一時此朝鮮の熊襲族の國に居つたもので、文化に於ては彼等を感化したが、人數の少いため言語は熊襲語を使ふやうになり、それから出雲へ來たのである。一方九州の熊襲は次第にアイヌの土地を侵略し又出雲族と相争つたが、遂に大和に移住して出雲族を征服した。此後此の大和へ來た熊襲と九州に残れる熊襲と關係は、恰もクロービスの時代にガ

ウルに國を建てたフランク族と、其後三百年にしてシャールマニウの率ひた同胞に依つて征服せられたドイツの森に残りしチュートン族との關係の如きものがある。(47-51)

傳説の日本では古事記日本書紀を批判しつゝ上古史を説かんとした。古事記及び日本書紀は、大化改新以後皇室の神統たることを要求する甚だ都合よき又甚だ效力のある武器として政治上の目的の爲めに作られた(Grünig)。殊に大和と九州及出雲の結合について、國家の統一に都合のよいやうな傳統の統一が行はれたが、日本書紀は古事記よりもこの事に關して一層多くの注意を拂つて居る。大和征伐に於て饒速日命の話は古事記には之を參照せるに過ぎぬのに、日本書紀には九州より來れる征服者が中部日本を統治することの正當なるを説く用に供して居る。更に景行天皇の九州遠征、日本武尊の九州征服、仲哀天皇の熊襲征伐、神功

皇后の熊襲懲治の四つの出来事も斯る計畫の爲に用ゐられて居る。(61—65)

記紀は同時代の支拂の歴史と矛盾する所があるが、これは編纂の目的が正しい歴史を書くこと云ふことを左程重んじて居なかつた當然の結果である(66—73)日本書紀は殊に文飾の弊がある。これは若し編纂者が單に日本の史實を書くに支那の文章を以てするのならば、今日の學者が不満の感を懷くを要しないのであるが、彼等は大胆にも、支那の重なる史藉より立派な文章を偷んで、無垢單純なる祖先の口より出でたるものであるとなし、恰もトロイの戦争にアリストートルを引用したシエキスピヤーのヘクターを聯想せしめるやうなことを爲した(74—79)。其最も著しい例は安閑天皇元年(五三四年)の詔勅が、大部分梁朝の記録より偷まれて居ることである。(93)

次に氏族制度に就ては部のことを論じて居る。

部 (Group or corporation) が何であるかは不明な點が多い。clan とか sūild とか譯されるが兩者とは異なる、五世紀のものはローマの *Navicularii*, *Pistores*, *Suarii*, *Pecuarii* などに略々當るものがある(98)。天皇は祭祀外交裁判の三つの特權に依つて權力を加へたが、氏族の土地の沒收や、裁判の報酬として土地を得ることの外に、部を建てることに依つて領地を擴張した(94, 97—98)。部には地方的のものもあり全目的のものもある(子代、名代)。部の長は世襲的であるが元來は天皇によつて任命され、國造と名を列ねられ、ある者は臣連にせられ、ある者は氏族の長となつた者がある。又當時交通が困難であつたので、遠隔地の伴造は自主的な領主となつたやうである(99—101)。かくて「*やちん*」時代には氏族制度 (clan system) と部族制度 (group or corporation system) との二つの社會組織があつて、或部分では對抗し、或部分で

は補充しつゝ、互に入れ混つてゐたことを知るであらう。氏族の首領が同時に部族の首長であつたことはあるが、多くの場合には部族の首長は氏族の首領に對立して居つて、貴族或は寧ろ紳士階級 (gentry) のやうなものととして勢力を有してゐたのである。(101)

日本の上古には封建制度ありたりとは言ひ兼ねる、同時代の歐洲に於けるガウル、ウエールス、及びアイルランドのケルトの氏族が之に近似してゐる。併しケルト族の場合程領地の上に於て、領主と人民との關係が封建的ではなかつた。(94, 95—97) 日本書紀の諸々の記事によつて、氏族は單に土地に對して優越權を有するのみならず、實に土地の所有者 (absolute owner) であつたと言ふフロレンツ氏の所説は、支持せられる。而して當時天皇は最大の地主であつた。(95)

大化改新以前に關して注意を惹いたのは右の如

き諸點であるが、改新以後の王朝時代に就いては支那の制度及思想と日本の社會及慣習との關係を述べて居る。

支那では官吏と農民との二大階級があつたが、官吏は生れ乍らにして貴族の家より出づることを要しない。所謂王侯將相種は定まつて居ない。試験に及第すれば農民の子弟も官吏となり得た。然るに日本は支那の官吏登用制度を採用するに努めたものゝ、支那に於けるとは全く異なりて、改新以前の氏族部族の長が官吏にせられ、又大學國學は收容する學生の數が少く且殊に甚だ貴族的であつた。そこで茲に新なる支配階級を生じた。日本では王侯將相に種がある次第となつた。(105—112)

更に支那では學者 (Hierat) が、自己の利害に基いて屢々有力な團體を作り、之を輕んじたり怒らせたりすると甚だ面倒であつたが、日本には斯か

る團體はなかつた。日本で朝廷の門閥に依らずに主として學識に依つて、大臣の如き高官につき得たものは吉備眞備、菅原道眞、及び藤原在衡の三人のみのであつた。之れ支那と大に異なる所である。(177)

更に又支那の皇帝は德(Virtue)に依つて其の帝位を保つものであるが、此の德治主義(“Virtue theory”)は日本に如何に影響したか。此の思想の始めて見えたのは、聖徳太子の所謂憲法である。

大化改新以後はかゝる思想を見はず言葉は屢々見られた。併し日本では、支那に於て德治主義思想に基いて昇認してゐた革命や王朝の更替が起らずして、皇統は一定し王朝は只一つあるのみ。德治主義と言ふことは、統治者の品格を昂むる一つの裝飾に過ぎないことゝなつた。(178—179)

貨幣の鑄造は九五八年を以て止み、それより六世紀の間貨幣が鑄造されなかつたが、貨幣の原料

たる銅の供給は十世紀の半頃に絶えたやうであるかく金屬貨幣鑄造の持續を困難ならしめた原因は寺院の梵鐘や佛像を作るのに多くの金屬を消耗したことである。(191)

徳川時代に武士は忠義を第一の徳となして居たが、國民の二十分の十九までを占むる庶民の間には、忠義よりも孝行が重なる徳と見做されて居たそして此の孝行の徳は武士階級の起る以前に於ては、凡ての階級を通じて最も重んぜられて居た徳である。(204—205)

次に平安時代に學才ある諸帝(The Learned Emperors)と言ふ一章を設けてゐるが、嵯峨、淳和、仁明の三帝を指す。此の三帝が支那の流風に倣ひ、殊に支那の文學に心酔したことは、皇位の勢力を維持するに必要な最大の利益を失つた原因である。平安朝に於いて學問が奨勵せられ、學問ある平民が高官に登用された例は多い。併し當時

一般に貴ばれたのは、垢ぬけがしたとか品がよいとか形が整つてゐるとか言ふことで、思想そのものは輕視せられ凡ては空虚なる教養であつた。然るに當時地方に關する各般の政務には、信用ある才幹を用ひて強固なる中央政治をなすことが必要であつたのに、この三帝の世には、太政大臣(Chancefor of the Empire)一人もなく、八三三年(天長十年)まで左右兩大臣の中が一人のみ存し

又時には二年間三大臣を缺いたことすらある。然も此等の天皇は桓武の如く英明でなく文飾の弊に陥り、そこで中央の政治が衰へたが、法の弛緩するに乘じて莊園が増加した。(228—231)

桓武天皇の世より軍人の階級が一定されたが、其の源を質せば大化以前の地方豪族 (country gentry) が、國司や那司等を世襲したものの一族である(219—220)。彼等は地方で勢力を得、關東にては將門の亂が起るに至つた。(232—235)併し

中央の文治政府は奇妙にも尙ほ二世紀の間動かさるゝことなく、亂後二世紀半にして封建政治の基礎が立てられた。實に藤原氏の榮華は將門の亂後に起り、九九五年より一〇六九年に及んだ。此の事情の説明は、少くとも、起り來れる武家が相互に争つたのと、有力な武將を味方とするのを怠らなかつた藤原氏の巧みな政略とに、求むべきである。(235)

中世の封建制度に就ては、凡そ次のやうな點が注意すべき所説と思はる。

大化改新に依つて繼受した支那法制の目的は、封建制度を壓へて再發を防ぐことに存して居るが大化改新の問題は氏族制度の廢止であつた。そして廢止の跡は社會組織が空虚なものとなつて、其處へ封建制度の惡精神が入り込むで來た。(164—165)特權的武士階級は封建制度の產物であつて、日本の封建制度の發現は、歐洲に於けると時代を

同ふし且同様な原因から起つた。(T₆₄, 莊園に就ては第七章桓武天皇參照) 日本、の封建制度に於て注意すべき現象は、行政と土地領有の權利とが混淆した点である。(the confusion of administrative with proprietary rights) 清盛の一族が得た三十の國司職の如きも封建的な領國の萌芽をなすものである(309)。清盛は多くの功田を與へられたが、公家の得た功田と違つて面積が甚だ廣く、又藤原氏の莊園と違つて家來たる武士の間に此等の領地が分ち與へられたのである(315—316)。頼朝が百方努力して憲法上の手續を経て上皇より得たるものは、土地ではなくて行政上の特權であつた。軍人階級の中恐くは約八十パーセントの上に行使する行政の特權を得たのである(297—298)。されば文治の地頭(land steward)はこの行政上の官吏であつたが、承久の地頭に至つては更に土地領有の權利を有するものである。(450) 西洋人が頼朝は守

護(heigh constable)を全國に置いたやうに書いて居るのは誤りである。頼朝は此をなす權利を得たが全國六十六州何れにも之を置いたのでは無い。(386) 守護の地位は二面的であつて、其の國に於て己の部下と領地とを有する領主たると共に、又將軍の封祿をうくる役人であつたが、彼は此の地位を利用して次第に領地を作つた。(567) 戰國時代(Epoch of the Warring Country)に至つて、諸大名は自己の領地に法を作つて強行し領民に税を徴し、將軍に對しては税を納めぬのみか「封建的援助」をも與へず又將軍の許可なくして相争つた。そして彼の領地にて家來に土地封祿を與へ、家來は之に酬ふるに忠誠を以てし、之等の家來の中大なる者は更に陪臣(sub-feudatory)を有した。約言せば日本の封建制度が茲に完全に發達するに至つたのである。(320)

なほ、次のやうな諸點も西洋人の觀察として面

白いと思はるゝ箇所である。

日本では國民中の英雄は最高の地位(即ち皇位)に即くことなし。清盛、頼朝、尊氏、信長、秀吉家康等何れも然り。大化改新をなした中大兄皇子が皇位に即いたのは一つの例外である。(443)天皇は多くの后を有らせらるゝが、是れ皇位の絶たざる一原因であつて、この事あらば西洋でも王位の絶たれざること屢々あつたであらう。例へば英國で日本の方法が行はれて居たら、一六八五年にハノーバー家が英國の王位に即くに至らなかつたらう。蓋しマンマウス侯は容易に國王となり得たからである。(444)日本の皇位が絶えずして續いた重なる理由は、藤原氏其他の野心ある臣下が自分に都合のよい天皇を擁立して、事實上自分が政治を行はんとしたるに依るのである。(444)

十三世紀の末の七十五年間許りは、日本は同時代の歐洲より一層經濟的な正直な有效な行政の恩

恵に浴して居た。吾等はある有名な史家より、一二

一四年乃至一二八六年間はスコットランドの黄金時代であると言はれ、又他の史家によりて、第一十字軍が始まるまでの十六年間(一二五四—一二七〇)に互るルイ九世の治世の如きものは、歐洲に其例なしと言はるゝ所であるが、中世の日本では一人の統治者のみでなく、累代の統治者が右の二人のスコットランド王やルイ九世に優らずとも之と同等の程度に於て、能力、個人的無私、及び高き人格あることを示した。日本の愛國者が誇りとなすも亦道理あることである。(455)

建武式目は支那の徳治主義思想を見はしたものであるが、之に對して南朝の北畠親房の書いた神皇正統記は日本固有の思想たる大日本は神國(Dei vine country)であると言ふことを示してをると論じて兩者を對比して居る。(470—571)

南北朝時代を英國の王位繼承藩微役 (War of

Roses)に比較することグリップス氏と同じく、之を王位繼承の大戦争 (The Great Succession Wars)と言つて居る。(第十九章)更に其の戦争が農民に及ぼした影響を比較して言ふ。英國の王位繼承役の時は、英國の農民労働者手工業者等の生活は害せらるゝこと少く、繁榮に進むだが豪族貴族は傭兵を有して互に相斃し合つた。之れに反して十四世紀の日本では農民の運命の悲惨なことは同時代の百年戦争の際に於ける佛國の農民の有様と相似てゐた。(587—588)

徳政はローマの *novae tabulae* に當る。(606)

戰國時代の國民道德の標準は同時代の伊太利に於けるよりも低いと思はるゝ。只一つ日本の爲に異なる所は毒殺が稀であつたことだ。(631)

封建時代に日本では自由都市 (*Freeities*) が無かつたが、獨逸にも他の歐洲諸國にも存して居なかつた五十萬の人口を有する一の大都會を有して

ゐた。ザビエールが一五五一年に日本を訪れた時京都は最も衰へた時であつた。一四六七年應仁亂の始まる時には、十八萬の家族があつて、恐くは九十萬の人口があつたであらう。同時代の歐洲には此の十分の一だに有する都市がない。(635)なほ此書には土地面積、人口數、石高、船舶數など數字を示せる個所多く、鎌倉時代の京都の人口を五十萬とし、鎌倉を二十萬乃至二十五萬と見積つて居る。(377—378)

其他頼朝の人物をローマのオーガスチヌス帝に比し、其の國司を補ふて守護を置けるは、ルイ十四世が *Intendants* を置けるに似たりと云ひ、(377)鎌倉時代の婦人の地位の高かつたことは、同時代の封建歐洲におけると同様であると言つて居る(423)

社會史を背景とした政治史を書いたのは此書の要領であつて、宗教、文學、藝術等に關して述ぶる所

は甚だしい。宗教に關してはアストン氏が日本人を(宗教的に)鼓舞するものは恐怖(awe)でなく感謝(sympathy)であると言へる説を批評し、少くとも日本の佛敎史に依れば、氏の言ふ如き感謝の念は來るべき恩恵に對する強き感覺の中に存する感情なる場合多しとて、奈良鎌倉兩時代の宗教疾病との關係等に關して述べて居る。(488—490)

以上私は可成り長い紹介を試みたが、假令多少の瑕疵あるとすも、明治四十三年に於て一外人の手に依り斯様に啓發的な、よく纏められた、學術的價值ある日本歴史が書かれた事は甚だ注意すべき事であると思ふ。なほ著者に就ては「史學」第一卷第二號田中萃一郎氏の論文を参照されたい。

7 フリンクリー著「日本民族史」

Capt. F. Brinkley, R. A. "A History of the Japanese People." New York, 1915.

著者フリンクリー氏は慶應三年初めて日本に來

てから永く滞在し、ジャバンネイルの主筆をしてゐた。歐米人のうち最も深く日本の言語風俗に親しみ又最もよく日本を理解して居た人の一人である。氏が日本に關して多數の著述を爲し、日本を歐米人に紹介したる功多きは人々の知る所の如くであるが、茲に掲ぐる日本民族史は氏の日本史の中最も後に書かれ最もよく整ひ、且此種著述の中に最も優れたるもの、一つである。先のマードック氏の著述と同じく日本にて書かれた。日本人の日常生活、制度、文化、各階級の社會生活等につき甚だ着實に細密に史實を述ぶるに努め、比較研究の試みはないが通史としての記事豊富なるは歐米人の日本史の中蓋し第一に推すべきものである。章を設くること四十七、其中四十五章を古代史とし最後の二章を明治史とし一九一二年に及ぶ。先づ日本史の全局面に關するものとしては、日本民族は大和、蝦夷、熊襲及び肅慎の四族より成り

大和族は南洋又は南支より來るとし(4429) 歴代天皇の御宇を逐ふて記事を進め、上古は宣化天皇までを天皇の御宇年齢の長さ等より判断して、履仲天皇の即位の年にて二期に分ち、前期を先史時代(Prehistoric age)後期を前史時代(Pretohistoric age)と名づけた。(77—78, 108)奈良平安の兩時代を説きたる後、後朱雀より後白河までを王政復興の時代とした。(269)武家時代に就ては鎌倉時代には日本には行政的に統一されず、承久役終りて封建制度成り、室町時代には長講堂領を除けば日本は理論上前代よりも一層よく統一せられ、更に徳川時代に至り始めて全國が封建的に統一せらるゝに至つたと述べ、(289—290)明治維新を論じて革命は下級武士に依りて行はれ人に關する範圍にては民主的に爲されたと説いて居る。(377)

間々史論を述べて居る。佛教輸入の影響に就てはラートゲン氏が佛教の世界性が國家に於ける天

皇の地位を強くしたと説ける(第六卷六二三頁)に反し、著者は天孫に非ざる佛陀が人の運命を定めると言ふ教理に依り皇室に對する國民の傳統的信仰が害はれ、六世紀より皇威頓に衰へ有力なる氏の權勢が天皇を凌ぐに至つたと述べて居る。(13) 支那の國家思想の輸入に付てはマードック氏に類似したる見解を示し、日本は悠久の古へより家族制度にて政治を行ひ、主權者は血統の力に依りて統治し世襲貴族は高き地位と行政上の資格とを子孫に傳へたるに、支那制度の輸入により貴族の位が輕んせられ、徳の缺乏に依り世職を奪はるゝことゝなれば、天照大神の後裔も亦個人的價値に依り其位を保つことを積極的に宣言するものであるが、之は支那の教へたるに止まり、「王は不正を爲し得ず」と言ふことゝ皇位は連綿して無窮に及ぶてふ日本の政治原理には變化が起らなかつた。(16)と述べて居るが、承久役に關しては明恵上

人傳に見ゆる泰時と上人との對話を載せ、義時は支那の政治道德に従ひ主權者は輿論に對して責任を有すと考へたが、併し彼は皇位は神聖なりと考へ父命に依つて朝廷の處分を爲したものと、悔悟の念に絶え難く努めて善政を爲したと論じ(285)、更に親房の正統記は建武式目に對立して神國の思想を鼓吹し、當時は輿論に訴ふるこそ少かりしも後年尊皇心を喚起したること大なるを説いた。(286)併し又マ氏と異なつて奈良朝にては忠義よりも孝行の方が重い道德であつたことを萬葉集に依つて論じて居る。(287)

又次の様な意見が述べられて居る。即ち、先づ神話に付て現代的な合理化を試み、天孫降臨は大和朝廷が出雲の叛亂を避けたることにて、神武東征は舊領恢復なりと爲し(288)、氏族制度に關してはトモベは氏族の農奴であるが、タミベは日本に歸化した外人又は外國君主が天皇に献上せる人民

であつて皇室に直屬しトモベと待遇を異にすると言ふやうに説き(289)、ヤマト政府の原始組織は恐らく封建制度であつたが仁徳天皇の頃より之に郡縣制度が交へ行はるゝに至つたと爲し(290—291)源平時代に武士の起れるを上古の例に復れるものと論じ(292—293)、守護地頭は元來行政的財政的任務を有したが足利時代の初より土地の領主を指すに至り、又地頭職は鎌倉時代の半頃より賣買させる状態となつたが、多くは十六世紀の半頃まで元來の位置を維持したりとし(294)、下剋上に關しては忠義は日本人の典型的道德なればこの現象あるは注意すべきことを指摘し(295)、劔に依つて凡てが決せられし室町時代に名士が倫理及び文學の英才を尊敬したるを奇なりとし(296)、又火器の傳來ありて築城術發達したることや天守閣に付て論じ(297)、蒙古襲來に依り日本人は軍隊の共同働作の必要を學べるならんも、個人戦闘は十六世紀の

後半まで主なる戦法なりしことを述べ(588)。又十六世紀には日本人に遠征慾大に動き秀吉も亦外征の利を思ひ支那の弱きに乘じたのが朝鮮征伐の一原因なること(509)、家康は佛敎を助くる爲めキリスト敎を排斥せるにあらで寧ろキリスト敎國の狀態を知りたいことが其原因なること(516)などを論じた。

幕末維新に關しては詳細に説明して居る。幕府はハリス條約の締結に苦んだが、當時外國の使節が疑ひし如く朝廷の批准なきに托しては條約締結をさげ、又は締結するも實行しない考であつたのでは無いことや(659)、十九世紀の歐米人は日本人に對する態度傲慢にて凡て疑心を以て日本を見たることが、自尊心ある國民の反感を買ひたることや(671)、更に互市條約には日本との換貨を規定したが金銀の比率が西洋と日本とで差ある爲め、日本より金貨が流出すること多き爲め日本人は便宜

上比率を變更したるに、西洋人が條約違反なりとて大に之を非難したことの不當なること(672)などを論じて居るが、併し又日本官憲の壓迫により外國商人が不法に苦しめられたことをも説いた。(673) 維新の際京都に於ける攘夷と開國との態度が二年の間に全く一變したことは理解し難いやうだが、これ鹿兒島と下關とで日本の無力なのを知り、此屈辱は長き鎖國と政府の分裂に依ることを悟らしめたるに依ると説き(678)、又慶喜の將軍辭職の如く國民の爲めに大なる犠牲を拂へる例は世界史上に稀なりと爲し(678)、更に版籍奉還は愛國的利他主義の不思議な發露であつて、各藩主が四藩の例に倣へるは老臣の意見のまゝに行へるものなるも、侍が主君の行動に黙從したのは花々しい行爲の爲めに自己を犠牲にするといふ彼等の慣習に従つたものと見るのが最も信すべき説明であらう(680)と説いて居る。

以上は讀過の際私の氣の付いた點であるが、日本外史、早稻田の時代史、マードックの日本歴史とか其他内外人の研究等が廣く參考せられて居る又間々古への記録に依り考證的なことをも爲して居る。人物や風俗器物等に關する幾多の挿畫及び歴史地圖と共に日本を理解せしむるに裨益する所が多いであらう。菊版七三二頁。氏の日本史に關するものは此外に、*Oriental Series, 12 Vols (1901-2, Boston)* と言ふ大部なもの、ブリタニカ(十一版)の日本の項、及びヒストリアンズヒストリ第二十卷所收の日本史(一九〇八)等の著述がある。氏は先年物故した。